第六号様式別表九（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表９記載要領

［１～５　略］

６　「損金算入限度額②」の欄は、中小法人等事業年度（法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の３の規定による読替え後の法人税法第57条第11項各号又は令和２年所得税法等改正法第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第57条第11項各号若しくは第58条第６項各号に掲げる法人の法人税法第57条第11項各号又は令和２年旧法人税法第57条第11項各号若しくは第58条第６項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。）に該当しない事業年度にあっては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあっては「50又は」を抹消すること。

⑴　租税特別措置法第66条の11の４第２項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和５年旧措置法」という。）第66条の11の５第２項の規定の適用を受ける銀行等保有株式取得機構

［⑵～⑸　略］

［７　略］

８　当該事業年度が法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和５年政令第132号）による改正前の政令第20条の３の規定による読替え後の令和５年旧措置法第66条の11の４第１項又は令和２年旧法第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例によるものとされる令和２年旧政令第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の令和２年旧措置法第66条の11の４第１項の規定の適用を受ける事業年度である場合における「当期控除額④（当該事業年度の③と（②－当該事業年度前の④の合計額）のうち少ない金額）」の欄の記載に当たっては、次によること。

［⑴　略］

⑵　令和５年旧措置法第66条の11の４第１項第１号又は令和２年旧措置法第66条の11の４第１項第１号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに第６号様式別表９の２の⑫の欄の金額を含めて記載すること。

第六号様式別表九の二（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表９の２記載要領

１　この明細書は、法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和５年政令第132号）による改正前の政令第20条の３の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の４第１項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の４第１項の規定の適用を受ける法人が記載し、第６号様式別表９に併せて提出すること。

第六号様式別表九（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表９記載要領

［１～５　同左］

６　「損金算入限度額②」の欄は、中小法人等事業年度（法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の３の規定による読替え後の法人税法第57条第11項各号又は令和２年所得税法等改正法第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第57条第11項各号若しくは第58条第６項各号に掲げる法人の法人税法第57条第11項各号又は令和２年旧法人税法第57条第11項各号若しくは第58条第６項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。）に該当しない事業年度にあっては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあっては「50又は」を抹消すること。

⑴　租税特別措置法第66条の11の５第２項の規定の適用を受ける銀行等保有株式取得機構

［⑵～⑸　同左］

［７　同左］

８　当該事業年度が法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の３の規定による読替え後の租税特別措置法第66条の11の４第１項又は令和２年旧法第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例によるものとされる令和２年旧政令第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の令和２年旧措置法第66条の11の４第１項の規定の適用を受ける事業年度である場合における「当期控除額④（当該事業年度の③と（②－当該事業年度前の④の合計額）のうち少ない金額）」の欄の記載に当たっては、次によること。

［⑴　同左］

⑵　租税特別措置法第66条の11の４第１項第１号又は令和２年旧措置法第66条の11の４第１項第１号に規定する特例事業年度に該当する各事業年度ごとに第６号様式別表９の２の⑫の欄の金額を含めて記載すること。

第六号様式別表九の二（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表９の２記載要領

１　この明細書は、法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の３の規定による読替え後の租税特別措置法第66条の11の４第１項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の11の４第１項の規定の適用を受ける法人が記載し、第６号様式別表９に併せて提出すること。